

農業改良普及対策事業補助金交付要綱

(通則)

第1 農業改良普及対策事業補助金（以下「補助金」という。）は、農産物の安全性確保及び環境保全に効果の高い営農活動、先端技術を組み入れた営農体系の検討、病虫害のまん延防止の支援を図るため、農林水産大臣又は知事が別に定める事業実施要領等に基づいて市町村又は農業者の組織する団体等（以下「市町村等」という。）が行う事業又は事務の実施に要する経費に対し、予算の範囲内において市町村等に交付するものとし、その交付に関しては、愛知県補助金等交付規則（以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象及び補助率)

第2 第1に規定する事業は、別表1に掲げる事業（以下「補助事業」という。）とし、この実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について補助金を交付する。

2 補助金の種類、補助対象経費及び補助率は別表1のとおりとする。

(経費の流用の禁止)

第3 別表1に規定する補助金の種類間における補助対象経費については、相互に流用してはならない。

(申請手続)

第4 規則第3条の規定による申請書の様式は別紙様式第1号のとおりとし、添付書類の様式は別紙様式第8号、第10号、第11-1号、第11-2号、第12号及び第13号のとおりとする。

2 前項の規定による申請書を提出するに当たって、各事業実施主体において別紙様式第8号による納税対応状況表を作成し、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りでない。

3 第1項の規定による申請書の提出時期は、別に定める期日までとする。

(申請の取下げ)

第5 規則第7条に規定する申請の取下げ期日は、交付決定の通知を受けた日から15日以内とし、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(計画変更の承認)

第6 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ別紙様式第4号による変更交付申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、別表1の承認を要する変更欄に掲げる変更以外の変更で補助金の変更をきたさない次の各号に定める変更についてはこの限りでない。

(1) 経費の配分の変更が、経費の能率的あるいは効率的使用に資するものであり、かつ、補助目的の達成に支障がないと認められるもの。ただし、経費の目的を実質的に変更しない範囲を限度とすること。

(2) 補助目的達成のための弾力的運用に伴う事業の内容の変更。

(3) 補助目的を損なわない事業計画の細部の変更。

2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがある。

(補助事業の中止又は廃止)

第7 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、知事の承認を受けなければならない。

(事業遅延の報告)

第8 補助事業者は、補助事業が予定期間内に完了することができないと見込まれる場合はその理由、又は補助事業の遂行が困難となった場合はその理由及び遂行状況を記載した書類を知事に提出して、その指示を受けなければならない。

(遂行状況の報告)

第9 補助事業者は、別表2に掲げる事業については、補助事業の遂行状況について同表に定める期日までに、別紙様式第5号により遂行状況報告書を作成して知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第10 規則第13条に定める実績報告書の様式は別紙様式第2号のとおりとし、添付書類の様式は、別紙様式第10号、第11-1号、第11-2号、第12号及び第13号のとおりとする。

2 前項に定める実績報告書の提出期限は、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。以下同じ。）の日から起算して20日を経過した日、又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までとする。

なお、補助金を補助事業の完了後に交付する場合は、補助事業の完了日から起算して20日を経過した日、又は当該年度の3月15日（3月15日が国民の祝日に関する法律に規定する休日、土曜日又は日曜日に該当する場合にあっては、これらの前日）のいずれか早い期日までとする。

3 第4第2項ただし書の規定による申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出する前において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、第6の規定に基づき、変更承認を受けなければならない。

4 第4第2項ただし書の規定による申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額。）を別紙様式第6号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11 知事は、規則第14条に基づき補助金の額の確定をしたときは、その旨を別紙様式第7号により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第12 補助金は、補助事業の完了後交付する。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を概算払又は前金払により交付することがある。

(財産の処分の制限)

第13 規則第20条のただし書きに規定する知事の定める期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に定められている期間又はそれに準ずるものとして認められる期間とする。

2 規則第20条第2号に規定する知事の定める財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50

万円以上のものとする。

- 3 補助事業者が、規則第20条の規定により承認を得て財産を処分したことにより収入があったときは、知事はその交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることがある。
- 4 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（取得価格又は効用の増加価格が単価50万円未満の設備及び備品を除く。）で処分制限期間を経過しない場合においては、別紙様式第9号による財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管しなければならない。

(財産の管理)

第14 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。

(書類の提出)

第15 この要綱に基づく書類の提出は、次によるものとする。

- (1) 名古屋市にあっては、県庁に2部を、その他の市町村にあっては所轄の県農林水産事務所に別に定める部数を提出するものとする。ただし、別表1に掲げる事業のうち環境保全型農業直接支払事業について、名古屋市の書類の提出先は尾張農林水産事務所とする。
- (2) 市町村以外の団体で、別表3に掲げる団体にあっては県庁に2部を、その他の団体にあっては所轄の県農林水産事務所に別に定める部数を提出するものとする。
- (3) 別表1に掲げる事業のうちスマート農業推進事業及びツマジロクサヨトウまん延防止対策事業については、県庁に1部を提出するものとする。

(附則)

- 1 この要綱は、平成5年6月17日から適用する。
- 2 農業後継者育成対策事業補助金交付要綱（平成4年7月31日付け4農技第120号）は廃止する。

(附則)

この要綱は、平成5年8月18日から適用する。

(附則)

この要綱は、平成7年6月1日に施行し、平成7年4月1日から適用する。

(附則)

この要綱は、平成7年6月19日に施行し、平成7年4月1日から適用する。

(附則)

この要綱は、平成8年5月10日から適用する。

(附則)

この要綱は、平成9年8月27日に施行し、平成9年4月1日から適用する。

(附則)

この要綱は、平成10年7月1日に施行し、平成10年4月8日から適用する。

(附則)

この要綱は、平成10年8月26日に施行し、平成10年4月8日から適用する。

(附則)

この要綱は、平成11年5月21日に施行し、平成11年4月1日から適用する。

(附則)

この要綱は、平成12年5月25日に施行し、平成12年4月1日から適用する。

(附則)

この要綱は、平成13年6月20日に施行し、平成13年4月2日から適用する。

(附則)

この要綱は、平成14年7月8日に施行し、平成14年4月1日から適用する。

(附則)

この要綱は、平成15年7月9日に施行し、平成15年4月1日から適用する。

(附則)

この要綱は、平成16年6月25日に施行し、平成16年4月1日から適用する。

(附則)

この要綱は、平成16年8月18日から適用する。

(附則)

この要綱は、平成17年7月11日に施行し、平成17年4月1日から適用する。

(附則)

この要綱は、平成18年5月11日に施行し、平成18年4月3日から適用する。

(附則)

この要綱は、平成22年5月11日に施行し、平成22年4月1日から適用する。

(附則)

この要綱は、平成23年4月22日に施行し、平成23年4月1日から適用する。

(附則)

この要綱は、平成24年4月6日から適用する。

(附則)

この要綱は、平成25年7月23日に施行し、平成25年5月16日から適用する。

(附則)

この要綱は、平成27年5月20日に施行し、平成27年4月9日から適用する。

(附則)

この要綱は、平成28年4月20日に施行し、平成28年4月1日から適用する。

(附則)

この要綱は、平成29年4月21日に施行し、平成29年4月1日から適用する。

(附則)

この要綱は、平成30年7月12日に施行し、平成30年6月12日から適用する。

(附則)

この要綱は、令和元年7月8日に施行し、平成31年4月1日から適用する。

(附則)

この要綱は、令和2年6月1日に施行し、令和2年4月1日から適用する。

別表 1

事業名	補助金の種類	補助対象経費	補助率	承認を要する変更
農薬残留確認調査事業	農薬残留実態調査補助金	別表 1-1 に掲げる団体が、農薬残留確認調査事業実施要領（平成 22 年 4 月 1 日付け 22 農経第 101 号農林水産部長通知）に基づき、登録保留基準への適合状況、農薬使用時の飛散の状況、周辺農作物への農薬の残留状況及び農薬の飛散防止技術の効果を確認するため、農薬の農作物、土壌等への残留量について調査を行う事業に要する次の経費。 (1) 農薬残留分析費（委託費） (2) 農薬残留分析費（試薬費等）	補助事業費の 1/2 以内	補助対象経費の 30% を超える経費の増減
環境保全型農業直接支払事業	環境保全型農業直接支払補助金	1 市町村が、環境保全型農業直接支払交付金実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 生産第 10953 号農林水産事務次官依命通知）に基づいて実施する次の対策に要する経費。 (1) 環境保全型農業直接支払交付金 ただし、補助対象経費の算定に用いる交付単価は、別表 4 に示す同要綱別紙の第 1 の 5 の表中②に定められた交付金の 10 a 当たりの単価のうち地方公共団体負担分の範囲内とする。 2 市町村が、日本型直接支払推進交付金実施要綱（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2218 号農林水産事務次官依命通知）に基づいて実施する次の対策に要する経費。 (1) 日本型直接支払推進交付金（環境保全型農業直接支払交付金にかかる推進事業） 市町村推進事業 市町村が、日本型直接支払推進交付金実施要綱（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2218 号農林水産事務次官依命通知）に基づいて実施する対策に要する経費。	1 補助事業費の 3/4 以内 2 補助事業費の 10/10	補助対象経費の 30% を超える経費の増減
スマート農業推進事業	スマート農業推進事業補助金	別表 1-2 に掲げる者（以下「取組主体」という。）が、スマート農業総合推進対策事業実施要綱（令和 2 年 4 月 1 日付け元農会第 862 号農林水産事務次官依命通知）に基づいて、産地の課題解決のため、ICT 等の先端技術を組み入れた新たな営農技術体系を検討するとともに、その実現に向けた具体的な戦略等を明確化する取組に要する次の経費。ただし、支援対象者に対する支援の上限は、1 取組主体当たり 200 万円とする。 (1) 検討会の開催及び革新計画の策定 (2) 新たな営農技術体系の検証	定額 （200 万円以内）	1 事業費の 30% を超える増又は補助金額の増 2 事業費又は補助金額の 30% を超える減

ツマジロクサヨトウまん延防止対策事業	ツマジロクサヨトウまん延防止対策事業補助金	<p>別表 1-3 に掲げる者（以下「事業実施主体」という。）が、ツマジロクサヨトウまん延防止対策実施細目（令和 2 年 2 月 21 日付け元消安第 5230 号農林水産省消費・安全局長通知）に基づいて、ツマジロクサヨトウによる被害の軽減及び未発生地域へのまん延防止のための防除等に要する次の経費。</p> <p>(1) 農薬散布による防除 ア 農薬の購入費 イ 防除作業の委託費 ウ 残留農薬の確認のための分析費</p> <p>(2) 早期刈取り ア サイレージの発酵促進剤の購入費 イ 品質の確認のための分析費</p> <p>(3) 作物の撤去</p>	<p>(1) のア、イ、(2) のアは補助事業費の 1/2 以内 (1) のウ、(2) のイは定額 (10/10 以内) (3) は定額 (上限額以内)</p>	事業費の 30% を超える増減
--------------------	-----------------------	--	--	-----------------

別表 1 - 1

- ・市町村
- ・農業協同組合（農業協同組合法（昭和 22 年法律第 242 号）の規定に基づき設立された組合（農事組合法人を含む。））
- ・農業協同組合中央会
- ・農業協同組合連合会
- ・営農集団（農事組合法人以外の農業生産法人。ただし、受益農家数は 3 戸以上とする。）
- ・特認団体（知事が東海農政局長と協議して適当と認める団体。代表者の定めがあり、かつ、定款等組織及び運営についての規約の定めがあること。）

別表 1 - 2

事業の取組主体は、以下の要件を満たす協議会とする。

- ・生産者（農業生産活動を行う個人若しくは法人又は農業関係団体をいう。以下同じ。）、ICTベンダー、農機メーカー、地方自治体等により構成されていること
このうち、生産者及び都道府県（普及組織）は必須の構成員とする。
- ・事業に関する事務手続を適正かつ効率的に行うため、協議会の代表者及び意思決定の方法、事務・会計の責任者及び処理の方法、財産管理の方法等を明確にした協議会の運営等に係る規約（以下「協議会規約」という。）が定められていること
- ・協議会規約において、一つの手続につき複数の者が関与する等、事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること

別表 1 - 3

- ・市町村
- ・農業協同組合中央会
- ・農業協同組合連合会
- ・農業協同組合
- ・中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に基づく事業協同組合
- ・一般社団法人又は一般財団法人
- ・公益社団法人又は公益財団法人
- ・生産者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、定款等組織及び運営についての規約の定めがあること。）

別表 2 遂行状況報告書の提出を要する事業

事業名	状況を調査する期日	報告期日
農薬残留確認調査事業	事業実施年度の 11月30日 1月31日	事業実施年度の 12月5日 2月5日
環境保全型農業直接支払事業 (1) 環境保全型農業直接支払交付金 (2) 日本型直接支払推進交付金 (環境保全型農業直接支払交付金に かかる推進事業) 市町村推進事業	(1) 事業実施年度の 9月30日 12月31日 (2) 事業実施年度の 12月31日	(1) 事業実施年度の 10月15日 1月15日 (2) 事業実施年度の 1月15日
スマート農業推進事業	事業実施年度の 12月31日	事業実施年度の 1月15日

別表 3 市町村以外の団体で、書類を県庁に提出する団体

愛知県経済農業協同組合連合会 名古屋市に主たる所在地を置く農業協同組合、営農集団及び特認団体 上記以外の県域の団体

別表4 環境保全型農業直接支払交付金の補助対象経費の算定に用いる交付単価

対象活動	国の環境保全型農業直接支払交付金と一体的に 地方公共団体が交付する交付金を加えた交付金の 10アール当たりの単価 ※
化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する活動と炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用を組み合わせた取組	4,400円
化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する活動とカバークロープ（緑肥の作付け）を組み合わせた取組	6,000円
化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する活動とリビングマルチ（緑肥の作付け）を組み合わせた取組	5,400円 (小麦、大麦・イタリアンライグラスを作付けした場合は3,200円)
化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する活動と草生栽培（緑肥の作付け）を組み合わせた取組	5,000円
化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する活動と不耕起播種を組み合わせた取組	3,000円
化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する活動と長期中干しを組み合わせた取組	800円
化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する活動と秋耕を組み合わせた取組	800円
有機農業の取組 (そば、あわ、ひえ、きび及び飼料作物以外の作物に関するもの)	12,000円 (このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合(注)に限り、2,000円を加算)
有機農業の取組 (そば、あわ、ひえ、きび及び飼料作物)	3,000円

(注) 土壌診断を実施するとともに、炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用、カバークロープ、リビングマルチ又は草生栽培のいずれか1つ以上を実施する場合

※環境保全型農業直接支払交付金実施要領に規定される交付額の調整が行われた場合は、農業水産局長は県の交付額の調整を行う。

(別紙様式第1号)

年度農業改良普及対策事業補助金交付申請書

番 号
年 月 日

愛知県知事 殿

所 在 地

補助事業者名

代表者職氏名

印

年度において下記の事業を別紙計画書のとおり実施したいので、愛知県補助金等交付規則（昭和55年愛知県規則第8号）第3条の規定に基づき補助金 円を交付してください。

記

事業名	○	○	事業
補助金名	○	○	補助金

「添付書類」

- 1 事業計画書
- 2 収支予算書（別紙様式第3号）
- 3 その他知事が必要と認める書類

(別紙様式第2号)

年度農業改良普及対策事業補助金実績報告書

番 号
年 月 日

愛知県知事 殿

所在地
補助事業者名
代表者職氏名

印

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のありました下記事業については、別紙実績報告書のとおり実施しましたので、愛知県補助金等交付規則（昭和55年愛知県規則第8号）第13条の規定に基づき報告します。

記

事業名 (様式第1号に準ずる)
補助金名 (同 上)

「添付書類」

- 1 事業実績書
- 2 収支精算書(別紙様式第3号)
- 3 その他知事が必要と認める書類

(注) 事業実績書について、事業計画書と変更の生じた場合にあっては、変更部分について当初計画を上段に()書又は赤書として二段で記載する。

(別紙様式第3号)

収 支 予 算 書

(収 支 精 算 書)

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較 増 減 (△印は減額)	備 考
	円	円	円	
計				

(注) 区分の欄は、県費補助金、市町村費補助金、分担金、負担金などに分けて記入のこと。

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較 増 減 (△印は減額)	備 考
	円	円	円	
計				

(注) 区分の欄は、市町村にあつては、事業費としての補助金と附帯事務費とを分けて記入することとし、農業団体にあつては、事業費の経費区分ごとに記入する。

(別紙様式第4号)

年度農業改良普及対策事業補助金変更交付申請書

番 号
年 月 日

愛知県知事 殿

所 在 地
補助事業者名
代表者職氏名

印

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のありました(事業名及び補助金名)について、下記のとおり計画を変更したいので農業改良普及対策事業補助金交付要綱第6の規定に基づき承認されたく申請します。

なお、その他については補助金交付申請書記載のとおりです。

記

- 1 計画変更の理由
- 2 計画変更の内容

(注) 変更事項ごとに補助金交付申請書の様式によって変更後の欄を設け、その内容が対比できるように作成すること。

(別紙様式第5号)

年度農業改良普及対策事業補助金遂行状況報告書

番 号
年 月 日

愛知県知事 殿

所 在 地
補助事業者名
代表者職氏名

印

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった下記事業について、農業改良普及対策事業補助金交付要綱第9の規定に基づき別紙のとおり報告します。

記

事業名 ○ ○ 事業
補助金名 ○ ○ 補助金

(別紙)

事業主体名： _____

1 事業主体に対する補助金交付状況

交付決定を受けた事業計画			補助金受領額	
事業量	事業費	うち補助金額	月 日	金 額
	円	円		円

(注) 補助金受領額の欄は、概算払いにより補助金を受領した場合に記載する

2 事業実施状況

出 来 高 月 日までに完了したもの				残 高 月 日以降に実施するもの			事業完了 予定年月日
事業量	事 業 費		事業費 進捗率	事業量	事 業 費		
		うち補助金額				うち補助金額	
	円	円	%		円	円	

(別紙様式第6号)

番 号
年 月 日

愛知県知事 殿

所 在 地

補助事業者名

代表者職氏名

印

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のありました下記事業について、農業改良普及対策事業補助金交付要綱第10の4の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 愛知県補助金等交付規則（昭和55年愛知県規則第8号）第14条に基づく補助金の確定額
金 円
- 2 補助金の変更交付決定により減額した仕入れに係る消費税等相当額
金 円
- 3 消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額
金 円
- 4 補助金返還相当額（3-2）
金 円

(注) 事業実施主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

(別紙様式第7号)

番 号
年 月 日

様

愛知県知事 氏 名 印

年度農業改良普及対策事業補助金の額の確定について（通知）

年 月 日付け 第 号の実績報告については、交付決定の内容及び
その条件に適合していますので、愛知県補助金等交付規則（昭和55年愛知県規則第8号）
第14条の規定によって、下記のとおり額を確定します。

記

補助金決定額

金〇〇〇, 〇〇〇円

事業主体における納税対応状況表

事業主体名		印
納税対応(予定)	補助金に係る課税仕入の税額控除	該当欄
1 課税売上げなし	税額控除なし	
2 免税事業者	税額控除なし	
3 納税義務者	—	
(1) 簡易課税制度採用者	税額控除なし	
(2) 一般事業者	—	
① 課税売上高5億円超又は課税売上割合95%未満	—	
イ 一括比例配分方式	課税売上割合相当額控除	
ロ 個別対応方式	—	
a 共通用	課税売上割合相当額控除	
b 課税売上用	全額控除	
② 課税売上高5億円以下かつ課税売上割合95%以上	全額控除	

補助金交付申請に当たって、事業主体の納税対応状況について該当する欄に○印を記入すること。

※公益法人等（消費税法別表第3に掲げる法人等、下記の※印参照）用

事業主体における納税対応状況表

事業主体名		印
納税対応（予定）	補助金に係る課税仕入の税額控除	該当欄
1 課税売上げなし	税額控除なし	
2 免税事業者	税額控除なし	
3 納税義務者	—	
(1) 簡易課税制度採用者	税額控除なし	
(2) 特定収入割合 5%超	税額控除なし	
(3) 特定収入割合 5%以下	—	
① 課税売上高5億円超又は 課税売上割合95%未満	—	
イ 一括比例配分方式	課税売上割合相当額控除	
ロ 個別対応方式	—	
a 共通用	課税売上割合相当額控除	
b 課税売上用	全額控除	
② 課税売上高5億円以下かつ 課税売上割合95%以上	全額控除	

補助金交付申請に当たって、事業主体の納税対応状況について該当する欄に○印を記入すること。

[特定収入：税金、補助金、会費、寄付金等の対価性のない収入]

※ 国、地方公共団体に準ずる法人としての公団、公庫、事業団、社団法人、財団法人、学校法人、社会福祉法人、宗教法人、商工会、共済組合等と人格のない社団等

(別紙様式第9号)

財 産 管 理 台 帳

市町村等名： _____

地区名		事業実施年度		補助金名											
地区		年度													
事業区分	事業の内容				工期等		経費の配分			処分制限期間		処分の状況		摘要	
	事業種目	工種構造施設区分	施工箇所設置場所	事業量	着工等年月日	竣工等年月日	総事業費	負担区分			耐用年数	処分制限年月日	承認年月日		処分の内容
							円	円	円	円					
	小計														
	小計														
	合計														

- 注1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
- 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付及び担保提供等別に記入すること。
- 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付先及び抵当権者の名称等又は補助金返還額を記入すること。

(参 考)

年 月 日

請 求 書

愛知県知事 殿

(愛知県 農林水産事務所長 殿)

住 所

団 体 名

代表者氏名

印

下記の金額を交付してください。

記

金 円

ただし、年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度 (事業名)
補助金

(概算払いを行う場合)

交付決定額	既受領額	今回請求額	残 額	備 考
円	円	円	円	概算払い 精算払い

(別紙様式第10号)

年度農薬残留確認調査事業計画書(実績書)

1 事業の目的

2 事業の内容

農薬残留確認調査の実施計画(実績)

項目(※1)	分析検体数		農薬取締法違反件数(※2)		本年度事業費	備考
	本年度計画 (本年度実績)	前年度実績 (本年度計画)	本年度目標 (本年度実績)	前年度実績 (本年度目標)		
定性分析法	件	件	件	件	円	
定量分析法						
イムノアッセイ法						
合計						

※1 項目の欄は、分析手法(定性分析法、定量分析法、イムノアッセイ法など)ごとに記入する。

※2 農薬取締法違反件数の欄は、農薬残留分析結果及び生産履歴記帳を精査した結果、農薬取締法に違反する事例を記入する。

3 経費の配分

区分	事業費 (消費税相当額)	負担区分			備考 (※3)
		県費	市町村費	その他	
農薬残留分析費 (委託費)	() 円	円	円	円	委託先
農薬残留分析費 (試薬費等)	()				
合計	()				

※3 実績書において、農薬残留分析費(委託費)にあつては、備考欄に委託先を記入する。

4 事業(予定)期間

事業着手日 年 月 日

事業完了日 年 月 日

(注) 計画変更の場合にあつては、変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。

(別紙様式第11-1号)

年度環境保全型農業直接支払事業計画書(実績書)
(環境保全型農業直接支払交付金)

1 事業の目的

2 事業の内容

環境保全型農業直接支払交付金の実施計画(実績)

対象活動	取組面積(a)	備考
1 炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用		
2 カバークロップ		
3-1 リビングマルチ (3-2に該当するものを除く。)		
3-2 リビングマルチ (小麦、大麦・イタリアンライグラス)		
4 草生栽培		
5 不耕起播種		
6 長期中干し		
7 秋耕		
8-1-1 有機農業 (8-1-2及び8-2に該当するものを除く。)		
8-1-2 有機農業 (炭素貯留効果の高い有機農業を実施するもの。)		
8-2 有機農業 (そば、あわ、ひえ、きび及び飼料作物に限る。)		
合計		

3 経費の配分

(単位:円)

区分	事業費	負担区分		備考
		県	市町村	
環境保全型農業 直接支払交付金				

4 事業完了(予定)年月日

年 月 日

(注1) 事業の内容及び経費の配分の積算内訳として、別添1、2を添付すること。

(注2) 計画変更の場合にあっては、変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。

(別添1)

環境保全型農業直接支払事業 対象活動別取りまとめ表

番号	農業者団体等名	作物名 (※1)	対象活動		
			取組番号 (※2)	取組面積 (※3)	備考
				a	
合 計					
内 訳	1 炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用	計			
	2 カバークロップ	計			
	3-1 リビングマルチ (3-2に該当するものを除く。)	計			
	3-2 リビングマルチ (小麦、大麦・イタリアンライグラス)	計			
	4 草生栽培	計			
	5 不耕起播種	計			
	6 長期中干し	計			
	7 秋耕	計			
	8-1-1 有機農業 (8-1-2及び8-2に該当するものを除く。)	計			
	8-1-2 有機農業 (炭素貯留効果の高い有機農業を実施するもの。)	計			
	8-2 有機農業 (そば、あわ、ひえ、きび及び飼料作物に限る。)	計			

- ※1 作物名の欄には、5割低減又は有機農業に取り組む作物名を記載する。
 ※2 取組番号の欄には、下記の1～8から該当番号を記載する。

1 炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用 2 カバークロップ 3-1 リビングマルチ (3-2に該当するものを除く。) 3-2 リビングマルチ (小麦、大麦・イタリアンライグラス) 4 草生栽培 5 不耕起播種 6 長期中干し 7 秋耕 8-1-1 有機農業 (8-1-2及び8-2に該当するものを除く。) 8-1-2 有機農業 (炭素貯留効果の高い有機農業を実施するもの。) 8-2 有機農業 (そば、あわ、ひえ、きび及び飼料作物に限る。)

- ※3 取組面積は、農業者団体等ごと、対象活動別に合計した面積を記載する。
 ※4 交付対象面積は、a未满是切り捨てる。

(別添2)

環境保全型農業直接支払事業 実施取りまとめ表

番号	農業者団体等名	交付対象面積 (※1)	補助対象交付金額 (※2)	
			円	うち県補助金 円
		a		
合	計			

※1 交付対象面積は、a 未満は切り捨てる。
 ※2 補助対象交付金額の欄には、別表4の交付単価に交付対象面積を乗じた額
 (調整がある場合は調整後の額) を記載する。

(別紙様式第 1 1 - 2 号)

年度環境保全型農業直接支払事業計画書(実績書)
(日本型農業直接支払推進交付金(環境保全型農業直接支払交付金にかかる推進事業)
市町村推進事業)

1 事業の目的

2 事業の内容

市町村推進事業実施計画(実績)

区 分	内 容	備 考
1. 促進計画の策定	(時期)	
2. 推進・指導	(時期、活動内容)	
3. 確認事務	(時期、確認内容、※確認件数)	
4. その他の推進事務	(時期、活動内容)	

※実績報告書のみ記載

3 経費の配分

(単位：円)

区 分	事業費	負担区分		備 考
		県	市町村	

4 事業完了(予定)年月日

年 月 日

(注) 計画変更の場合にあつては、変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。

年度スマート農業推進事業

事業実施計画(実施状況報告)

事業実施年度：

年度

取組主体名：

第1 事業の目的等

1 事業の目的

--

2 産地の概要（現状と課題）

(現状)
(課題)

(注) 1 産地の概要（現状と課題）においては、品目・生産者数・産出額等、直近の基礎データを用いて具体的に記載すること。
2 事業対象としている産地（地区）の範囲、実施体制等が分かる資料を添付すること。

3 ICT等先端技術導入計画等

(ICT等先端技術の導入など目指す産地像)

--

4 協議会の構成員とその役割

構成員	氏名（会社名）	役割
生産者		
ICTベンダー・農機メーカー		
都道府県（普及指導組織）		
市町村		

3 事業費の総括

区 分	事 業 内 容	事 業 費	負 担 区 分		備 考
			国庫補助金	事業実施主体	
		円	円	円	
検討会の開催及び革新計画の策定	検討会の開催、先進産地調査の実施、産地営農体系革新計画の策定	0	0	0	
新たな営農技術体系の検証	新たな営農技術体系の検証	0	0	0	
合 計		0	0	0	

(注) 「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。

4 算出の基礎

	本年度予算額		本年度精算額		比 較 増 減			
		うち 国庫補助金		うち 国庫補助金	増		減	
						うち 国庫補助金		うち 国庫補助金
(記載例) 検討会の開催、先進産地調査の実施、産地営農体系革新計画の策定	円 0	円 0	—	—		—	—	—
事業費 会場借料			—	—		—	—	—
事業費 通信・運搬費			—	—		—	—	—
事業費 印刷製本費			—	—		—	—	—
事業費 消耗品費			—	—		—	—	—
旅費 委員旅費			—	—		—	—	—
旅費 調査等旅費			—	—		—	—	—
謝金			—	—		—	—	—

			—	—		—	—	—
新たな営農技術体系の検証	0	0	—	—		—	—	—
備品費			—	—		—	—	—
事業費 借上費			—	—		—	—	—
事業費 印刷製本費			—	—		—	—	—
事業費 消耗品費			—	—		—	—	—
旅費 委員旅費			—	—		—	—	—
旅費 調査等旅費			—	—		—	—	—
謝金			—	—		—	—	—
委託費			—	—		—	—	—
			—	—		—	—	—
合計	0	0	—	—		—	—	—

(注) スマート農業総合推進対策事業実施要綱(令和2年4月1日付け元農会第862号農林水産事務次官依命通知)別紙2本体別表2の費目、細目ごとに経費を分類し記入すること。

5 事業完了予定(又は完了) 年 月 日

6 添付書類(添付しない書類名は削除すること。)

(1) 協議会規約(役員名簿、構成員名簿を含む。)及び収支予算(又は収支決算)

(2) 本事業の一部を外部へ委託する場合は、その委託契約書(案)(又は写し)

(3) リース導入を実施する補助事業者については、リース契約書案又は金額の確認できる書類を添付すること。

第3 事業実施経費

(1) 事業内容別の内訳

事業内容		総事業費 (円)	うち国費 (円)	備考 (積算基礎等)
(1) 検討会の開催及び産地営農体系革新計画の策定				
費目	事業費	0	0	
	会場借料			〇〇円×検討会〇回
	通信・運搬費			〇〇円×〇回×〇〇人
	印刷製本費			〇〇円×〇〇冊
	消耗品費			
	旅費	0	0	
	委員旅費			東京～大阪〇〇円×〇回×〇人
	調査等旅費			東京～埼玉〇〇円×〇回×〇人
	謝金			謝金単価〇〇円×委員〇人×〇回
			〇〇円×〇	
(2) 新たな営農技術体系の検証				
費目	備品費			
	事業費	0	0	
	借上費			
	印刷製本費			
	消耗品費			
	旅費	0	0	
	委員旅費			東京～大阪〇〇円×〇回×〇人
	調査等旅費			東京～静岡〇〇円×〇回×〇人
	謝金			謝金単価〇〇円
役務費				
合 計				

(注) スマート農業総合推進対策事業実施要綱 (令和2年4月1日付け元農会第862号農林水産事務次官依命通知) 別紙2本体別表2の費目、細目ごとに経費を分類し記入すること。

第4 事業実施体制

申請者	団体名	
	代表者氏名	
	職 名	
	所在地	〒
	T E L	
	F A X	
業務従事者 (主担当)	氏 名	
	所属部署	
	職 名	
	T E L	
	メールアドレス	
	当該事業に関する知見・知識	
会計担当者	氏 名	
	所属部署	
	職 名	
	T E L	
	メールアドレス	
	会計に関する知見・知識	

(別紙様式第13号)

ツマジロクサヨトウまん延防止対策事業に係る防除計画書(実績書)

1 事業(防除)の内容
別紙__及び4のとおり

2 事業(防除)に要する(要した)経費の配分及び負担区分

(単位:円)

区 分	事業費 ①=②+③	負担区分		備考
		交付金②	その他③	
(1) 農薬散布による防除 (ア) 農薬の購入費 (イ) 防除作業の委託費 (ウ) 残留農薬の確認の ための分析費				
(2) 早期刈取り (ア) サイレージの発酵 促進剤の購入費 (イ) 品質の確認のため の分析費				
(3) 作物の撤去費用				
合 計				

3 事業(防除)実施期間

(1) 事業着手年月日 年 月 日
(2) 事業完了(予定)年月日 年 月 日

4 添付書類

(1) 定款等組織及び運営についての規約(生産者の組織する団体の場合。計画書にのみ添付する。)
(2) 別紙1~3(該当部分のみを添付する。)及び別紙4

別紙 1

農薬散布による防除

1 農薬の購入費

ほ場管理者名又は組織名	事業費(円)	負担区分		積算基礎						
		交付金(円)	その他(円)	農薬の商品名	購入代金(円)	購入数量(kg)	指定作物名	購入する農薬で防除可能な面積(ha)	積算根拠	備考
				小計			-		-	
				小計			-		-	
合計				-	-	-	-	-	-	-

注：防除の作業記録は、実績報告時に添付すること。

2 防除作業の委託費

ほ場管理者名又は組織名	事業費(円)	負担区分		積算基礎						
		交付金(円)	その他(円)	作業委託先	委託代金(円)	委託面積(ha)	指定作物名	防除が必要な面積(ha)	積算根拠	備考
				小計			-		-	
				小計			-		-	
合計				-	-	-	-	-	-	-

注：防除の作業記録は、実績報告時に添付すること。

3 残留農薬の確認のための分析費

ほ場管理者名又は組織名	事業費(円)	負担区分		積算基礎			備考
		交付金(円)	その他(円)	確認を行う飼料を収穫するほ場の所在地	飼料作物名	飼料の安全性の確認に要する経費(円)	
				小計	-		
				小計	-		
合計				-	-	-	-

注：分析する飼料を収穫したほ場の所在地及び飼料作物名は、別紙4「ほ場における発生状況」において、備考欄に農薬散布を行った旨の記載のある被害を受けたほ場の所在地及び飼料作物のうち、残留農薬の確認を行うものを記載すること。

(残留農薬の確認を行う(行った)飼料の内訳)

ほ場管理者名又は組織名	分析する(した)飼料を収穫する(した)ほ場の所在地及び面積	飼料作物名	農薬名				評価
			()	()	()	()	

注1：実績報告時には、評価の欄には分析結果を踏まえて、全部給与(○)、制限給与(△)、廃棄(×)を記載すること。

注2：実績報告時には、確認結果を添付すること。

注3：残留農薬の確認は、残留農薬の分析結果及び基準値を記載すること。

別紙 2

早期刈取り

1 サイレージの発酵促進剤の購入費

ほ場管理者名又は組織名	事業費(円)	負担区分		積算基礎						
		交付金(円)	その他(円)	発酵促進剤の商品名	購入代金(円)	購入数量(kg)	飼料作物名	購入する発酵促進資材等により処理可能な飼料作物の量(kg)	積算根拠	備考
				小計			-		-	
				小計			-		-	
合計					-	-	-	-	-	-

注：実績報告時には、備考欄に発酵促進剤を処理したサイレージの数量を記載すること。

2 品質の確認のための分析費

ほ場管理者名又は組織名	事業費(円)	負担区分		積算根拠			備考
		交付金(円)	その他(円)	確認を行う飼料を収穫するほ場の所在地及び面積(ha)	飼料作物名	飼料の品質の確認に要する経費(円)	
				小計	-		
				小計	-		
合計					-	-	-

注：確認を行う飼料を収穫したほ場の所在地及び飼料作物名は、別紙4「ほ場における発生状況」において、備考欄に早期刈取りを行った旨の記載のある被害を受けたほ場の所在地及び飼料作物のうち、品質の確認を行うものを記載すること。

(品質の確認を行う(行った)飼料の内訳)

ほ場管理者名又は組織名	確認する(した)飼料を収穫する(した)ほ場の所在地	飼料作物名	品質の確認				評価
			硝酸態窒素量	()	()	()	

注1：実績報告時には、評価の欄には分析結果を踏まえて、全部給与(○)、制限給与(△)、廃棄(×)を記載すること。

注2：実績報告時には、確認結果を添付すること。

注3：品質の確認は、硝酸態窒素量及びその他の分析項目を記載すること。

別紙 3

作物の撤去費用

ほ場管理者名 又は組織名	事業費 (円)	負担区分		積算基礎					
		交付金 (円)	その他 (円)	撤去方法	撤去費用 (円)	指定作物名	指定作物の 撤去が必要な面積 (ha)	積算根拠	備考
				小計		—		—	
				小計		—		—	
合計				—	—	—	—	—	—

注：作業記録は、実績報告時に添付すること。

別紙 4

ほ場における発生状況

氏名 又は組織名	代表者氏名 (組織のみ)	連絡先 (電話、Eメール等)	指定作物ほ場における発生状況				備考
			指定作物名	発生が確認されたほ場の所在地	作付面積 (ha)	発生及び被害状況	
			小計	—		—	
			小計	—		—	
			小計	—		—	

注1：発生及び被害状況については、寄生率（ほ場全体の植え付け株数に対する寄生株数）、被害の大きさ、収量減少の見込等を記載する。

注2：備考欄には防除内容（農薬散布、早期刈取り、撤去）並びに残留農薬の確認実施及び品質の確認実施について記載する。